

香川県ICT活用工事（法面工）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、香川県土木部の所管する工事におけるICT活用工事（法面工）の試行に關し、必要な事項を定めるものとする。

（ICT活用工事）

第2条 ICT活用工事（法面工）とは、次の①、②、④、⑤に示す施工プロセスの全ての段階もしくは一部の段階において、ICT施工技術を活用する工事である。

① 1 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次の1)～8)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。

また、法面工の関連工事としてICT土工が行われる場合、その起工測量のデータ及び施工用データを活用することができる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) R T K-G N S Sを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成は、ICT土工と合わせて行うが、ICT活用工事（法面工）の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

該当無し（従来工法による施工とする）。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

法面工の施工管理において、下記に示す技術により出来形管理を実施する。

（1）出来形管理

次の1)～8)から選択（複数可）して、出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理技術
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- 3) T S等光波方式を用いた出来形管理技術
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理技術
- 5) R T K-G N S Sを用いた出来形管理技術
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術

- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- 8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理技術

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、工事監督員と協議を行い、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良い。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用いて、下記1)の計測要領による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形計測要領

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出すること。

⑤ 3次元データの納品

①、②、④による3次元データを工事完成図書として電子納品する。

(対象工事及び対象工種)

第3条 ICT活用工事（法面工）は、工事工種体系ツリーにおける下記工種において、施工面積が概ね500m²以上の「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」を対象とし、工事内容や施工条件等を勘案し、発注者が選定するものとする。

(1) 対象工種

種別	細別
植生工	種子散布
	張芝
	筋芝
	市松芝
	植生シート
	植生マット
	植生筋
	人工張芝
	植生穴
植生工	植生基材吹付
	客土吹付
吹付工	コンクリート吹付
	モルタル吹付
法枠工	吹付枠

(2) 適用対象外

従来施工において、国土交通省が定める土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値（案））を適用しない工事は適用対象外とする。

(発注方式)

第4条 発注は、次の（1）（2）のいずれかで実施し、入札公告等にICT活用工事の対象であることを明示するとともに、特記仕様書（別紙1又は別紙2）を添付することとする。

（1）「発注者指定型（試行）」施工プロセスの一部の段階においてICTの活用を義務付ける工事。（別紙1）

（2）「施工者希望型」受注者の希望によりICTの活用が可能である工事（別紙2）
「その他の工事」

（1）（2）により発注された工事以外においても、受注者が、契約後にICT施工技術の活用を希望する場合、発注者は実施内容について検討し、その適否を判断する。

その結果、適用された場合は、ICT活用工事として設定し、積算等については、施工者希望型と同様の取扱いとする。

(工事費の積算)

第5条 発注者は、次によりICT活用工事の工事費を積算するものとする。

（1）発注者指定型（試行）の工事を発注する場合は、当初発注時は従来施工の積算基準を用いることとし、ICTに関する経費は計上しない。受注者が活用したICT施工技術に応じて、別表1の「ICT活用工事（舗装工）積算要領」に基づき、変更契約時に必要な経費を計上する。

（2）施工者希望型の工事を発注する場合は、当初発注時は従来施工の積算基準を用いることとし、ICTに関する経費は計上しない。契約後に受発注者の協議によりICTを活用した工事を行う場合は、別表1の「ICT活用工事（法面工）積算要領」に基づき、変更契約時に必要な経費を計上する。

（3）第2条①の3次元起工測量経費及び②の3次元設計データ作成に要する経費については、受注者に見積りの提出を求め、その内容を精査のうえ、設計変更（共通仮設費に積上げ計上）するものとする。

（4）第2条④の3次元出来形管理等の施工管理及び⑤の3次元データの納品について、経費の補正を行う。ただし、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積り金額が補正係数により算出される金額を下回る場合は、見積り金額を計上するものとする。

(ICT活用工事の実施手続)

第6条 受注者はICT活用工事を実施する場合、次の（1）（2）により発注者と協議を行うものとする。

（1）「発注者指定型（試行）」の場合

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、別添「ICT活用工事計画書」（様式1）を作成後、ICT活用工事計画書に記載した内容について発注者と協議を行い、発注者はICT活用工事との適合を確認するものとする。ただし、受注者は、次の1）又

は2)から活用するICT施工技術を選択し、選択したICT施工技術は必ず実施しなければならない。

1) 3次元出来形管理等の施工管理を実施し、面管理を選択した場合は3次元データの納品をすること。

2) 3次元設計データ作成を受注者自らが実施（内製化）し、3次元データの納品をすること。

(2) 「施工者希望型」の場合

受注者は、ICTの活用を希望する場合、契約後、施工計画書の提出までに、別添「ICT活用工事計画書」(様式1)を作成後、ICT活用工事計画書に記載した内容について発注者と協議を行い、発注者が認めた場合にICT活用工事を行うことが出来るものとする。

ただし、一部の段階においてICT施工技術を活用する場合は、次の1)又は2)から選択して、ICT活用工事を行うものとする。

1) 3次元出来形管理等の施工管理を実施し、面管理を選択した場合は3次元データの納品をすること。

2) 3次元設計データ作成を受注者自らが実施（内製化）し、3次元データの納品をすること。

(監督・検査)

第7条 ICT活用工事を実施する場合の施工管理、監督及び検査については、別表1に示す基準等を準用するものとする。

なお、工事監督員及び工事検査員は、第3条に示す工種について、原則、受注者に従来手法による施工管理（二重管理）を求めないものとする。

(工事成績評定)

第8条 工事成績評定の対象とする工事において、工事監督員は、ICT活用工事を実施した場合は、第6条によるICT施工技術の活用状況に応じて、工事成績評定の創意工夫の項目で評価する。

ただし、ICT活用工事（土工）で評価した項目については、重複して評価は行わない。

また、「発注者指定型（試行）」で発注された工事において、受注者の責により、ICT活用工事が実施されない場合は、工事成績評定の施工状況の項目で減点を行う。

(その他)

第9条 この要領に記載のない事項については、工事監督員と協議するものとする。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日改訂）

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改訂）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日改訂）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日改訂）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日改訂）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 準用する基準等

番号	基準名称
1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
2	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
3	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
4	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
5	UAVを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
6	公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
7	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
8	TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
9	TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
10	RTK-GNSS を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
11	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
12	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
13	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
14	土木工事施工管理基準及び規格値（案）
15	写真管理基準（案）
16	ICT 活用工事（法面工）積算要領